

令和3年度 弘前市総合教育会議 資料

日時：令和4年1月26日（水）

午後3時から

場所：岩木庁舎2階 多目的ホール

～ 目 次 ～

■ 協議事項 「教育行政について」

【1】学校における体験活動の充実について……………1 ページ

1. 趣旨
2. 体験活動の教育的意義
3. 体験活動例
4. 事業

【2】子どもの心身の健康について……………2 ページ

1. 授業でまなぼう！健康教育事業
 - ①課題 / ②目的 / ③内容
2. 給食でまなぼう！食育スクール
 - ①課題 / ②目的 / ③内容

【1】学校における体験活動の充実について（学校指導課）

1. 趣旨

- (1) 異年齢の仲間や地域の人々との交流を積極的に推進し、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域社会の行事への参加などの体験活動を充実させる。
- (2) 体験活動を通して、郷土・弘前の魅力の発見を促す。
- (3) 体験活動を通して、勤労観・職業観、現在および将来の生き方を考えさせる等、キャリア発達を支援する。

2. 体験活動の教育的意義

体験活動とは、文字どおり、自分の身体を通して実地に経験する活動のことであり、子どもたちがいわば身体全体で対象に働きかけ、関わっていく活動のこと。この中には、対象となる実物に実際に関わっていく「直接体験」のほか、インターネットやテレビ等を介して感覚的に学びとる「間接体験」、シミュレーションや模型等を通じて模擬的に学ぶ「擬似体験」があると考えられる。

今後の教育において重視されなければならないのは、ヒト・モノや実社会に実際に触れ、関わり合う「直接体験」である。

子どもの思考や実践の出発点あるいは基盤として、あるいは、思考や知識を働かせ、実践して、よりよい生活を創り出していくために体験が必要である。

出典：「体験活動事例集－体験のスズメー [平成 17、18 年度 豊かな体験活動推進事業より]」
(平成 20 年 1 月、文部科学省)

3. 体験活動例

- ・ 伝統的街並み探訪、歴史的建造物探訪
- ・ 文化財、美術品探究活動
- ・ 農作業体験
- ・ 自然観察体験
- ・ 広報誌レイアウト体験 等

※上記例の具体の活動、上記例以外の体験活動を「今子どもたちにさせたい体験活動」の視点で掘り起こす。

4. 事業

- ・ 未来をつくる子ども育成事業

【2】子どもの心身の健康について（学務健康課）

1. 授業でまなぼう！健康教育事業

①課題

青森県は、男女ともに平均寿命が全国最下位であり、短命県返上が喫緊の課題となっています。その要因となっている飲酒、喫煙、運動不足、食生活の乱れなどの健康課題に対し、子どもの頃から健康教育を実施し、健康に関する正しい知識を身に付け、実践することで、生活習慣病予防や心身の健康を保つことが必要です。

②目的

児童生徒に対し、健康に関する正しい知識を習得させ、自身の健康を保つ力を育みます。

③内容

・健康教育講座を実施

各小・中学校に医師や薬剤師などの専門家を派遣し、小学校高学年は、飲酒・喫煙防止、中学生は性に関する講座を実施。

・健康教育研究事業を委託

児童生徒の健康維持増進のため、実践的な健康教育の推進についての研究を委託。

・「弘前式健康教育コアカリキュラム」を柱とした健康教育プログラムを各小・中学校で実施

学習指導要領改訂に伴ない、「食」に関する指導を重点化。

2. 給食でまなぼう！食育スクール

①課題

近年、偏った栄養摂取など、子どもたちの食生活の乱れや肥満・痩身傾向などが見られます。そのため、子どもたちが食に対する正しい知識や食習慣を身に付けることができるよう、学校、家庭、地域が連携して次代を担う子どもの食習慣の形成に努める必要があります。

②目的

食の大切さやマナー、食事を作ってくれる人々への感謝の意識を高めます。

③内容

- ・各小・中学校において食に関する指導を実施

学校給食センターの栄養教諭、学校栄養職員が学校へ赴き、文部科学省が食に関する指導の手引で示す学年ごとの指導目標に基づき、授業として食育の指導を行います。

- ・「ふるさと産品食育の日」（6月、11月）について児童生徒や家庭への啓発を実施

毎年6月、11月を「食育月間」とし、県産食材をふんだんに使った給食を提供し、地元食材について紹介。

- ・「食育フェスティバル」の協力（6月、11月）

食育月間の月に開催される「食育フェスティバル」に参加・協力し、学校給食や食育について興味を持ってもらえるような企画を考え、情報発信。

- ・食に関する指導についてのオンライン指導環境整備

令和3年度からは学校での直接指導に加え、オンライン指導の導入。